

尼崎らしいまちづくりのルールを考える検討会議設置要綱

(設置目的)

第1条 市民の市政への参画やともにまちづくりを進めるための協働に関する事項、また、そのための情報共有のあり方や市民、事業者、行政等、まちづくりに関わる者の基本的な役割など、住民自治を進めるための考え方について、各分野の有識者の意見を聴取するため、尼崎らしいまちづくりのルールを考える検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 設置目的に関する事項について、専門的見地から意見を述べ、交換すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議の設置目的の達成に必要な事項

(組織)

第3条 会議は、6名以内で構成し、メンバーは、協働のまちづくり、憲法・法律、市民活動支援、シチズンシップ、地域自治、事業者の自治への関わり方の各項目について、専門的知識と経験を有する者とする。

(座長)

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、事務局が指名する者とする。
- 3 座長は、メンバーが活発に意見交換を行えるように進行役を務める。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、メンバーの内から事務局が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、事務局が招集する。

- 2 事務局は、会議の意見交換の進捗を踏まえ、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させて意見を聞き、又は必要な説明、資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開で行うものとする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、市民協働局協働・男女参画課が行う。

(設置期間)

第8条 会議の設置期間は、この要綱の施行の日から所掌事項が完了するまでとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月15日から施行する。